

# 看護課説明資料

## 看護師等の資質の向上（保健師助産師看護師法等）

看護業務に必要な基本的な知識及び技能の確認ができるような制度的措置を講ずるため、新たに保健師及び助産師の免許を取得する者については、免許付与要件を見直し、看護師国家試験合格を条件とする。

### 現行制度と課題

- 保健師及び助産師は看護業務を行うことが可能。
- 保健師及び助産師国家試験の受験資格要件としては、保健師及び助産師の教育修了の他、前提として、看護師国家試験合格又は看護師国家試験受験資格を満たすこと（看護教育の修了）が求められている。
- かつては、看護師資格を得た者が保健師及び助産師国家試験を受験することが一般的であったが、近年の4年制大学の急増により、看護師に加え保健師及び助産師の同時受験が可能となる者が増加し、結果として看護師資格を持たない保健師及び助産師が見受けられるようになった。

※ 保健師合格で看護師不合格の者：

平成16年96名、平成17年59名

#### <問題点>

- ◆ 看護師資格を持たない保健師及び助産師については、看護教育は修了しているものの、看護業務の実施に求められる知識及び技能について公に確認がないまま、看護業務を実施又は実施可能な状態にあることが問題との指摘がなされている。
- ◆ 医療安全の確保が最重要の国民的課題となっていく中で、これを制度的に高めていくことが求められており、この問題の改善は急務。

### 改正後

- 新たに保健師及び助産師の免許を取得する者については、免許付与要件を見直し、看護師国家試験合格を条件とする。

#### <留意点>

- ◆ 現在の看護師資格を持たない保健師・助産師  
看護師の名称を用いることはできないが、引き続き保健師・助産師として看護業務を行うことができる。
- ◆ 19年4月以降は保健師・助産師国家試験のみの合格者は、免許を受けることができない。（保健師・助産師国家試験の合格については受験年に関係なく有効）

## 都道府県ナースセンターにおける看護力再開発講習会事業について

### ○ 事業内容

#### 1. 目的

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者のうち、就業を希望する者に対して最近における看護についての知識及び技術を習得させ、もって職場復帰を容易にし、看護職員確保に資することを目的とする。

#### 2. 講習会の実施

講習会は都道府県が開催する。

#### 3. 受講対象者

看護職員の免許所有者で現在看護業務についていない者

#### 4. 実施方法

##### (1) 期間

1週間とする。

##### (2) 講習科目

講習科目等は次により定める。

ア 看護の動向

イ 最近の医療内容と看護業務

ウ 看護職員の役割及び病院における看護部門の役割

エ 看護技術

オ 新薬の知識

カ 看護職員に必要な治療、検査の知識

キ 最近の医療機械、器具及びその取扱い

ク 臨床実習及び見学（概ね15時間とする。）

ケ その他必要な科目

##### (3) 講師

適任者を選定の上依頼する。

##### (4) 受講人員及び開催回数

ア 受講人員は、1回当たり30人とする。

イ 開催回数は、3回とする。

##### (5) 講習会場

受講者の便宜を考慮して開催地を定め、できる限り病院、看護婦等養成所の施設を利用する。

### ○ 実施状況

	実施都道府県数	備考
看護力再開発講習会事業	41	秋田県、福島県、茨城県、高知県、佐賀県、熊本県は未実施